

転用申請の添付書類について

山鹿市農業委員会

※一部の書類を除いて押印を廃止しました。

※農用地除外証明書の添付を廃止しました。

- 申請書（1部）

- 土地登記簿謄本（全部事項証明書の原本）
 - ・所有者、所在、地目、面積、取得原因を確認
 - ・仮登記、抵当権がついている場合は登記の抹消をする。（抹消できないときは、仮登記権者、抵当権者等の転用同意書及び、抹消できない理由を明記した書面を添付する。）
 - ・登記簿謄本の住所と現住所が違う場合は、その住所移転が明らかになる書類（住民票、戸籍の附表等）を添付する。
 - ・未相続農地の場合は、相続登記終了後、または相続権者全員の同意書が必要

- 法人登記事項証明書の原本 又は 定款等の写し
 - ・5条申請の場合は譲受人（借受人）のもののみを添付する。
 - ・代表者、設立年月日、営業種目、資格等を確認
 - ・定款等は原本証明を添付する。

- 代替性の検討資料
 - ・周辺の他の候補地と比較検討した資料、位置図。3種農地の場合は不要。
（候補地がない場合は、その理由を事業計画書に記載すること。）

- 事業計画書
 - ・転用事業の内容が詳細にわかるように具体的に記載すること。

- 資金計画書及び資金証明書（原本）
 - ・資金計画は、調達方法及び金額、所要額の内訳を記載する。
 - ・所要額以上の資金証明（残高証明、融資証明等）を添付する。
 - ・個人の貸付証明には、貸付者の残高証明を添付する。
 - ・住宅ローン等については、融資証明書（金融機関が発行したもの）を添付する。
 - ・勤務先の共済等を利用する場合は、その資格証明を添付する。

- 位置図
 - ・転用地の位置及び付近の状況を表示する図面
（縮尺10,000分の1から50,000分の1程度）

- 字図（法務局）
 - ・申請地を表示すること。

- 土地利用計画図（縮尺記載）
 - ・建物、施設等の面積、位置、方位、施設間の距離、隣接地との距離等を記載すること。
 - ・雨水、汚水、生活雑排水等の流れの方向、溜桝の位置及び既設水路までの取付け等を記載すること。

- その他参考となる図面（平面図、立面図等）
 - ・建築物、工作物等の平面図及び立面図
 - ・用排水路、里道等の付け替えがある場合は、土地利用計画図に記載すること。

- 取水・排水同意書（要押印）
 - ・ 実際に利用、管理している水利組合、区等の同意書

- 土地改良区意見書（重要）
 - ・ 申請地が土地改良事業の対象地である場合に添付する。
 - ・ 山鹿土地改良区（電話：0968-41-5859） または
 - ・ 菊池台地用水土地改良区（電話：0968-25-1500） で確認すること。
 - ・ 対象地であった場合は、各土地改良区の指示に従い所定の手続きを行う。
（位置図、字図、排水同意書の写しが必要。）

- 小作契約の解約等証明
 - ・ 法定小作地の場合、解約書を添付する。

- 他法令許認可証明
 - ・ 他法令の許認可を要する場合は、許認可の写し、または見込みを証する書面を添付する。

- 始末書
 - ・ 無断転用した年月日、経緯等を詳しく記載すること。

- 委任状・確認書（要押印）
 - ・ 手続き等を代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。
 - ・ 申請書の作成等も代理人で行う場合は、委任状および確実に事業を行う旨の確認書

- その他、転用事業の内容に応じて添付が必要な書類
 - ・ 宅地建物取引業者免許証の写し
 - ・ 太陽光発電施設接続工事費負担金請求書の写し又は接続契約申し込みに対する系統連結承諾書の写し等
 - ・ 隣接する公道等と同じ高さまで埋め立てを行う場合は、事前に道路管理者と協議を行うこと。

- ・ 書類完備の上、毎月15日までにご提出ください。
- ・ 書類に不備があった場合、受付できない場合があります。

提出先：山鹿市農業委員会 又は 各市民センター窓口

※転用事業実施の際は、隣接する道路・水路等の公共物の管理者と十分な協議の上施工されるようお願いします。

※ 総会時に地元農業委員より申請についての説明をしていただきますので、申請書を提出された際には地元農業委員への連絡をお願いします。